

各 区 市 環 境 ・ 公 害 主 管 部 長 殿

東 京 都 環 境 局 環 境 改 善 技 術 担 当 部 長
宗 野 喜 志
(公 印 省 略)

都 民 の 健 康 と 安 全 を 確 保 す る 環 境 に 関 す る 条 例 施 行 規 則
の 一 部 を 改 正 す る 規 則 の 施 行 に つ い て (通 知)

日 頃 よ り、都 民 の 健 康 と 安 全 を 確 保 す る 環 境 に 関 す る 条 例 (平 成 12 年 東 京 都 条 例 第 215 号。以 下 「 条 例 」 と い う。) 第 116 条 に 基 づ く 土 壌 汚 染 対 策 に 御 尽 力 い た だ き、厚 く お 礼 申 し 上 げ ま す。

標 記 の 件 に つ い て、都 民 の 健 康 と 安 全 を 確 保 す る 環 境 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (令 和 6 年 東 京 都 規 則 第 25 号。以 下 「 令 和 6 年 一 部 改 正 規 則 」 と い う。) が 令 和 6 年 3 月 22 日 に 公 布 さ れ ま し た。令 和 6 年 一 部 改 正 規 則 は、令 和 6 年 4 月 1 日 に 施 行 さ れ ま す。

つ き ま し て は、こ の 改 正 の 円 滑 か つ 適 正 な 運 用 に つ い て、下 記 の 事 項 に 十 分 御 留 意 の 上、格 段 の 御 協 力 を お 願 い す る と と も に、各 区 市 に お け る 事 務 に お い て 御 活 用 い た だ き、必 要 に 応 じ て 規 制 対 象 と な る 事 業 者 等 へ の 周 知 方、御 協 力 よ ろ し く お 願 い い た し ま す。

な お、本 通 知 は、地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 245 条 の 4 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 技 術 的 な 助 言 で あ る こ と を 申 し 添 え ま す。

記

第 1 改 正 の 趣 旨

1 都 民 の 健 康 と 安 全 を 確 保 す る 環 境 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 改 正

条 例 に お い て は、土 壌 汚 染 情 報 を 積 極 的 に 公 開 し、環 境 リ ス ク 及 び 健 康 リ ス ク 情 報 を 共 有 す る と と も に、都 民 の 利 便 性 の 向 上 を 図 る こ と を 目 的 に、土 壌 汚 染 対 策 法 (平 成 14 年 法 律 第 53 号。以 下 「 法 」 と い う。) と 同 様 の 台 帳 の 調 製 及 び 公 開 の 制 度 を 設 け て い る と ころ で あ る。

台 帳 の 対 象 と な る 土 地 は、都 民 の 健 康 と 安 全 を 確 保 す る 環 境 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 (平 成 13 年 東 京 都 規 則 第 34 号。以 下 「 規 則 」 と い う。) に お い て、土 壌 汚 染 対 策 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (平 成 29 年 法 律 第 33 号) 第 一 段 階 施 行 の 趣 旨 を 踏 ま え、「汚 染 あ り と 評 価 さ れ た 土 地 及 び そ の 後 汚 染 が 除 去 さ れ た 土 地」と 定 め、当 該 土 地 の 汚 染 の 状 況 や 対 策、土 地 の 改 変 の 履 歴 に つ い て 法 と 同 様 の 台 帳 を 調 製 し、公 開 を 行 っ て い る。

一 方 で、「都 に お け る 土 壌 汚 染 対 策 制 度 の 見 直 し に 係 る 検 討 に つ い て (最 終 と り ま と

め)」(令和元年5月)において、「汚染の確認されなかったことの届出に係る情報についても、将来的な公表に向けて、事務負担や公表の影響などを精査し、台帳制度の検討を進めていくべきである。」とし、土壌汚染対策検討委員会にて情報のニーズ、情報の公表による影響、行政による情報提供の必要性、事務負担を考慮した公表の手段等の議論を行ってきたところである。

また、円滑な土地の利活用や未届による汚染拡散防止、持続可能な土壌汚染対策の推進のためには、汚染ありと評価された土地に限らず、土壌汚染情報に係る公開範囲を拡充し、積極的な情報の公開により土壌汚染情報が社会全体で共有・管理されることが重要である。

これらの経緯を踏まえ、令和6年一部改正規則では、「汚染が確認されなかった土地」、「土地利用の履歴等調査結果」及び「搬出時の調査等により確認された自然由来等基準不適合土壌」についても台帳の対象とした。

第2 改正の内容

1 汚染状況調査により汚染が確認されなかった土地に係る情報の公開(規則第58条第1項の表3の項)

これまでは、汚染状況調査の結果、土壌又は地下水の濃度が基準に適合していなかった土地のみ台帳の対象であったが、本改正により、土壌及び地下水の濃度が基準に適合していた土地についても対象とし、公開規定を設けた。

本規定に基づく台帳は、汚染が確認された土地に比べ、公開情報は最小限としている。これは、改正趣旨を踏まえた上で、個々の情報提供の必要性及び事務負担を考慮しているためである。

添付書類についても、原則として不要とするが、各区市の情報共有・管理の方法や開示請求対応等に鑑み、必要に応じて添付されたい。

なお、添付する書類の種類としては、規則第58条第1項の表2の項の規定により調製する台帳と同様の資料を想定している。

2 土地利用の履歴等調査結果の公開(規則第58条第1項の表4の項)

条例第117条第1項に基づく、土地利用の履歴等調査(以下「地歴調査」という。)の結果について、今回、公開規定を設けた。地歴調査結果については、汚染のおそれの有無を問わず、対象地及び改変対象地について公開する。

汚染のおそれがある場合は、汚染状況調査の実施状況を記すこととし、汚染状況調査の実施漏れがないように確認されたい。

なお、本規定に基づく台帳は、帳簿のみをもって調製するものとする。

3 自然由来等基準不適合土壌の搬出に係る情報の公開(規則第58条第1項の表2の項に規定する土地を除く。)(規則第58条第1項の表5の項)

搬出時の調査等により確認された自然由来等基準不適合土壌の搬出に伴う汚染拡散防止対策について、今回公開規定を設けた。自然由来等基準不適合土壌については、条例の適用除外規定(条例第122条第1項)の対象としているが、同条第2項において搬出

に伴う汚染拡散防止に必要な限度において適用するとしている。

本規則の適用は、土地利用の履歴等調査により汚染のおそれがないとされた土地あるいは汚染状況調査の結果、調査対象物質について基準超過土壌が確認されなかった土地において、搬出時の調査等により自然由来等基準不適合土壌が確認された場合における搬出元及び搬出先の土地が対象となる。汚染状況調査により自然由来等基準不適合土壌であると評価された場合は、本規則は適用せず、規則第 58 条第 1 項の表 2 の項の規定により台帳を調製する。

添付書類については、管理状況を把握することを目的として必要に応じて添付することとし、搬出元及び搬出先の平面図や切り盛り範囲の分かる図面等を想定している。

第 3 経過措置

令和 6 年一部改正規則により適用される台帳については、次の基準日が施行日以降の届出等のものが台帳の対象となる。

- ・ 第 116 条第 1 項第 1 号及び同条第 9 項については、工場又は指定作業場の廃止日
- ・ 第 116 条第 1 項第 2 号、第 116 条の 2 及び第 117 条第 2 項については、土壌汚染状況調査報告書の提出日
- ・ 第 117 条第 1 項については、土地利用の履歴等調査届出書の届出日
- ・ 自然由来等基準不適合土壌に係る汚染拡散防止計画書の提出日

第 4 関係通知の改正

上記改正内容等を踏まえ、東京都環境局環境改善技術担当部長通知「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例等の施行について」（平成 31 年 3 月 27 日付 30 環改化第 1176 号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別添資料

- 別添 1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例等の施行について新旧対照表
- 別添 2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例等の施行について（別紙）新旧対照表